

江田島市告示第54号

江田島市パブリックコメント手続実施要綱を次のように定める。

平成24年5月30日

江田島市長 田 中 達 美

江田島市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進し、開かれた市政及び協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 実施機関が、市の基本的かつ重要な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く市民等に公表し、市民等からの意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、消防長及び企業局長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市の区域内に住所を有する者
  - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市の区域内に存する学校に在学する者

オ 市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか，パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は，次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な施策を定める計画，個別の行政分野における基本的な計画，指針等の策定又は改定

(2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改正

(3) 市民等に義務を課し，又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改正

(4) 市民生活又は事業生活に重大な影響を与える条例の制定又は改正

(5) 市の基本的な方向性を定める憲章，宣言等の制定又は改定

(6) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず，実施機関は，次に掲げるものについて，パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 法令等にパブリックコメント手続と同様な手続が定められているもの

(3) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

(案及び資料の公表)

第5条 実施機関は，政策等を策定しようとするときは，最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け，当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は，前項の規定により政策等の案を公表するときは，その案を策定する趣旨，目的，背景及び関連資料の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は，次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法  
(意見等の提出)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により、政策等の案に対する市民等からの意見等の提出を受けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定により実施機関が意見等の提出を受ける期間は、おおむね30日とし、当該実施機関は、政策等の案の公表時に意見等の当該期間等を明示するものとする。

3 市民等は、意見等を提出しようとするときは、住所、氏名（市民等が法人その他の団体の場合にあつては、所在地、名称、代表者氏名）その他実施機関が定める事項を記載するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等（以下「提出意見等」という。）を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定をしたときは、次に掲げる事項を市民等に公表するものとし、当該公表方法については、第5条第3項の規定を準用する。

- (1) 提出意見等の件数及び提出者数
- (2) 提出意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合は、当該修正の内容及びその理由

3 実施機関は、提出意見等に対する個別の回答を行わないものとする。

4 実施機関は、提出意見等に特定の個人又は団体等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を適用している案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載等により、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。